

各種住宅改修による 固定資産税の減額制度

省エネ改修

■対象となる要件

◇対象家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く) 店舗併用住宅などは住宅部分が全体面積の1/2以上であるもの(いずれも納税義務者が居住している住宅)

ただし、耐震改修工事による減額を受けている住宅または受けたことがある住宅は対象外

※1棟につき1回のみの適用

◇工事内容

- ①窓の改修
- ②床の断熱改修
- ③天井の断熱改修
- ④壁の断熱改修
- ※①～④までの工事のうち
- ①を含む工事を行うこと
- ⑤工事費用が50万円を超えていること

■減額内容

住宅の120㎡分を限度にその面積に係る税額の1/3を減額(1年度分)

■減額時期

工事の完了が平成26年1月

1日までの場合は

平成26年度分を減額

■申請時期・提出書類

工事完了後3ヶ月以内

◇申請書(税務課窓口に用意)

◇工事前後の写真、工事明細や費用がわかるもの(必ず建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書を添付)

耐震改修

既存住宅の耐震改修を行う際の要件を満たす場合には、改修後一定期間の固定資産税額が1/2に減額されます。

■減額対象となる要件

◇対象家屋

昭和57年1月1日以前から存していた住宅で、店舗併用住宅などは住宅部分が全体面積の1/2以上であるもの

◇耐震改修工事

耐震基準に適合した改修工事で、工事費が1戸当たり50万円を超えているもの

■減額期間

1年度分

■工事完了期間

平成25年1月1日
～平成27年12月31日

■減額の範囲

住宅用家屋の居住部分のみで、床面積が1戸あたり120㎡相当分が対象

■申請時期・提出書類

工事完了後3ヶ月以内

◇申請書(税務課窓口に用意)

◇地方公共団体や建築士などが発行した証明書と改修費用が確認できる書類

バリアフリー改修

■対象となる要件

◇対象家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)。また、店舗併用住宅などは住宅部分が全体面積の1/2以上であるもので、次のいずれかの方が居住するもの

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ・障害のある方

※耐震改修工事による減額を受けている住宅または受け

たことがある住宅は対象外

※1棟につき1回のみの適用

◇対象工事内容

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消

- ・引き戸への取替え
 - ・床表面の滑り止め化
- ※工事費用が50万円を超えていること

(補助金等を受けている場合は、その額を差し引いた自己負担額が50万円を超えていること)



■減額内容

住宅の100㎡分を限度にその面積に係る税額の1/3を減額(1年度分)

■減額時期

工事完了が平成26年1月1日までの場合は
平成26年度分を減額

■申請時期

工事完了後3ヶ月以内

■提出書類

- ◇申請書(税務課窓口に用意)
- ◇工事前後の写真、工事明細や費用がわかるもの(建築士または登録住宅性能評価機関による証明書で代えることができます)

■お問い合わせ

税務課固定資産税担当
(内線156～158)



20歳の思い出づくりに
あなたも参加してみませんか?
葦崎市成人式実行委員会

市では、公募による実行委員会を組織し、市と実行委員会が協力して、成人式の企画・運営を担当する新成人を募集します。20歳の思い出づくりに、自らの手で思い出に残る成人式を創ってみたいという方の応募をお待ちしています。

■募集定員

10名程度

■応募資格

平成26年成人式対象者(平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの葦崎市成人式に出席される方)で平日の19時から数回行う予定の実行委員会に参加できる方

■申込期限

7月31日(水)

■お申し込み・お問い合わせ

教育課生涯学習担当
(内線267)